平成２３年（フ）第７７９号
埼玉県志木市中宗岡１丁目４番37―201号
債務者　朝比奈勝之
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宗像　英明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３８号
鹿児島県鹿児島市伊敷４丁目14番33号
債務者　山田　正夫
1　決定年月日時　平成23年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上川　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２２５号
石川県七尾市和倉町３部18番地11
債務者　岡田　修二
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　労網　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月７日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第６０１号
長崎県長崎市椎の木町１番４号　中村アパート101、旧住所長崎県長崎市椎の木町３番４号　松尾コーポ101
債務者　海林　松美（旧姓坪内）
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川添　　志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１８号
堺市東区関茶屋57番地１
債務者　濵中　桂次
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪井　基二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６５８号
堺市堺区海山町１丁19番地　ボナール山根305号
債務者　米田　欣司
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪井　基二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６５９号
堺市堺区海山町１丁19番地　ボナール山根305号
債務者　米田　明子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阪井　基二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０００号
熊本県上益城郡御船町大字豊秋1992番地２
債務者　佐野　賢一
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年９月１日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１２６４号
神奈川県藤沢市湘南台１丁目９番地の13　加藤パークサイドビル503号
債務者　山田　高司
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若井　公志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月７日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５７号
佐賀県佐賀市田代１丁目２番６号
債務者　吉田富士男
1　決定年月日時　平成23年５月23日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　律雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７１号
佐賀県佐賀市諸富町大字徳富76番地８
債務者　古賀　史明
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　名和田陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９３号
佐賀県小城市小城町松尾3930番地１
債務者　石田　真治
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　半田　　望
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月８日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８３号
福井県越前市野岡町第40号18番地の１
債務者　堂下千恵美
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上坂　　篤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月27日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１２０号
茨城県つくば市中別府640番地
債務者　和泉田　誠
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１２７号
茨城県土浦市常名93番地10
債務者　古橋　良道
1　決定年月日時　平成23年５月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第５２１号
さいたま市西区大字宝来1685番地６　ドリームハイツ302
債務者　山田　裕一
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５３２号
埼玉県朝霞市宮戸４丁目９番８号　サンティアラ101
債務者　中崎　通子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係